

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

(税込金額)

評価対象面積	工場、自動車車庫、倉庫 その他これらに類するもの		事務所、店舗、学校 その他これらに類するもの		病院、ホテル、集会場 その他これらに類するもの	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST
300㎡～1,000㎡未満	88,000	154,000	121,000	198,000	165,000	275,000
1,000㎡～2,000㎡未満	99,000	176,000	132,000	231,000	187,000	330,000
2,000～3,000㎡未満	110,000	198,000	143,000	264,000	220,000	385,000
3,000～4,000㎡未満	121,000	231,000	165,000	297,000	242,000	440,000
4,000～5,000㎡未満	143,000	253,000	187,000	330,000	275,000	495,000
5,000～10,000㎡未満	165,000	297,000	231,000	385,000	319,000	572,000
10,000～20,000㎡未満	198,000	352,000	275,000	440,000	374,000	660,000
20,000～50,000㎡未満	242,000	396,000	330,000	550,000	429,000	770,000
50,000～100,000㎡未満	297,000	495,000	407,000	660,000	528,000	935,000
100,000～200,000㎡未満	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
200,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

《注意事項》

- ・表の評価対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- ・一つの棟に用途分類が複数ある場合、病院等が含まれる場合は病院用途、事務所用途が含まれる場合は事務所用途として算定をします。
- ・複合用途(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を算定します。尚、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として別途、11,000円(税込)×送付対象棟数分を徴収します。
- ・次に掲げる計画変更の料金は料金表の額とします。
 - ① 計算方法の変更による計画変更
 - ② 計画変更で初めて計算書が提出される計画変更
 それ以外の計画変更の料金は料金表の10分の9の額とします。
- ・軽微変更該当証明申請(軽微変更ルートC)の料金は料金表の10分の8の額とします。
- ・増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を算定します。但し、既存部分のBEIに国土交通省から通知された技術的助言等に定める値(デフォルト値)又は計算結果を採用する場合、増改築部分の非住宅部分の用途面積により算定します。
- ・建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合(モデル建物法で計算を行う際、対象となる室が無い場合)は、一律 55,000円(税込)とします。
- ・次に掲げる場合は業務規程第20条の規定により料金の増額を行います。その際は別途見積もりとします。
 - ① 建具表・各種設備の機器表を作成せずメーカー作成図・納入仕様書等を代用とする場合
 - ② モデル建物法による計算で、大規模かつ複数のモデル建物を有する複合用途建築物の場合
- ・上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとします。